

北勝園 短期入所生活介護 利用料金表 (1割負担)

多床室									
介護度	介護保険サービス費(1割負担分)				介護職員等処遇改善加算Ⅰ (日)	自費			1日の自己負担額 合計(目安) 多床室
	基本サービス費 (日)	サービス提供体制加算Ⅱ (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (日)	サービス合計×1.017 地域区分調整		介護保険負担限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	
要支援1	451	18	/	477	/	第1段階	/	300	844
						第2段階	430	600	1,574
						第3段階①	430	1,000	1,974
						第3段階②	430	1,300	2,274
						第4段階	915	1,850	3,309
要支援2	561	18	/	589	/	第1段階	/	300	971
						第2段階	430	600	1,701
						第3段階①	430	1,000	2,101
						第3段階②	430	1,300	2,401
						第4段階	915	1,850	3,436
要介護1	603	18	13	645	/	第1段階	/	300	1,035
						第2段階	430	600	1,765
						第3段階①	430	1,000	2,165
						第3段階②	430	1,300	2,465
						第4段階	915	1,850	3,500
要介護2	672	18	13	715	介護保険利用単位数のうち14%	第1段階	/	300	1,115
						第2段階	430	600	1,845
						第3段階①	430	1,000	2,245
						第3段階②	430	1,300	2,545
						第4段階	915	1,850	3,580
要介護3	745	18	13	789	/	第1段階	/	300	1,200
						第2段階	430	600	1,930
						第3段階①	430	1,000	2,330
						第3段階②	430	1,300	2,630
						第4段階	915	1,850	3,665
要介護4	815	18	13	860	/	第1段階	/	300	1,281
						第2段階	430	600	2,011
						第3段階①	430	1,000	2,411
						第3段階②	430	1,300	2,711
						第4段階	915	1,850	3,746
要介護5	884	18	13	931	/	第1段階	/	300	1,361
						第2段階	430	600	2,091
						第3段階①	430	1,000	2,491
						第3段階②	430	1,300	2,791
						第4段階	915	1,850	3,826

従来型個室										
介護度	介護保険サービス費(1割負担分)				介護職員等処遇改善加算Ⅰ (日)	特別な室料 (日)	自費			1日の自己負担額 合計(目安) 個室
	基本サービス費 (日)	サービス提供体制加算Ⅱ (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (日)	サービス合計×1.017 地域区分調整			介護保険負担限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	
要支援1	451	18	/	477	/	550円	第1段階	380	300	1,774
							第2段階	480	600	2,174
							第3段階①	880	1,000	2,974
							第3段階②	880	1,300	3,274
							第4段階	915	1,850	3,859
要支援2	561	18	/	589	/	550円	第1段階	380	300	1,901
							第2段階	480	600	2,301
							第3段階①	880	1,000	3,101
							第3段階②	880	1,300	3,401
							第4段階	915	1,850	3,986
要介護1	603	18	13	645	/	550円	第1段階	380	300	1,965
							第2段階	480	600	2,365
							第3段階①	880	1,000	3,165
							第3段階②	880	1,300	3,465
							第4段階	915	1,850	4,050
要介護2	672	18	13	715	介護保険利用単位数のうち14%	550円	第1段階	380	300	2,045
							第2段階	480	600	2,445
							第3段階①	880	1,000	3,245
							第3段階②	880	1,300	3,545
							第4段階	915	1,850	4,130
要介護3	745	18	13	789	/	550円	第1段階	380	300	2,130
							第2段階	480	600	2,530
							第3段階①	880	1,000	3,330
							第3段階②	880	1,300	3,630
							第4段階	915	1,850	4,215
要介護4	815	18	13	860	/	550円	第1段階	380	300	2,211
							第2段階	480	600	2,611
							第3段階①	880	1,000	3,411
							第3段階②	880	1,300	3,711
							第4段階	915	1,850	4,296
要介護5	884	18	13	931	/	550円	第1段階	380	300	2,291
							第2段階	480	600	2,691
							第3段階①	880	1,000	3,491
							第3段階②	880	1,300	3,791
							第4段階	915	1,850	4,376

令和6年8月現在 (単位10.17円)

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、ひたちなか市は地域区分7級地に該当しました。1単位あたり10.17円の計算となります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×加算率8.3%+2.7%+1.6%)が別途請求の際に発生します。* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

送迎加算(184単位/片道)、看護体制加算Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ/Ⅳ(4単位/8単位/12単位/16単位/日)、緊急短期入所受入加算(90単位/日)、生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ100単位/月(Ⅱ)200単位/月、若年性認知症受入加算(120単位/日)、認知症緊急対応加算(200単位/日) サービス提供体制加算Ⅱ・Ⅲ(18単位/6単位/日)など

※その他費用

* 喫茶等(110円~/1品)、理美容代(事業者指定による実費負担1500円~/利用時)

* ご利用者から指定された医療機関への受診介助(所要時間1時間まで1,100円、1時間を超える30分毎に550円を加算/合計金額へ別途課税。)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

北勝園 短期入所生活介護 利用料金表 (2割負担)

多床室									
介護度	介護保険サービス費(2割負担分)				自費			1日の自己負担額 合計(目安) 多床室	
	基本サービス費(日)	サービス提供体制加算Ⅰ(日)	夜勤職員配置加算Ⅰ(日)	サービス合計×1,017 地域区分調整	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(日)	居住費(日)	食費(日)		自費費用合計(日)
要支援1	902	36		954					3,852
要支援2	1122	36		1178					4,108
要介護1	1206	36	26	1290					4,235
要介護2	1344	36	26	1430	介護保険 利用単位数 のうち 14%	915円	1850円	2765円	4,395
要介護3	1490	36	26	1578					4,564
要介護4	1630	36	26	1721					4,727
要介護5	1768	36	26	1861					4,887

従来型個室										
介護度	介護保険サービス費(2割負担分)				自費				1日の自己負担額 合計(目安) 個室	
	基本サービス費(日)	サービス提供体制加算Ⅰ(日)	夜勤職員配置加算Ⅰ(日)	サービス合計×1,017 地域区分調整	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(日)	特別な室料(日)	居住費(日)	食費(日)		自費費用合計(日)
要支援1	902	36		954						4,718
要支援2	1122	36		1178						4,974
要介護1	1206	36	26	1290						5,101
要介護2	1344	36	26	1430	介護保険 利用単位数 のうち 14%	550円	1231円	1850円	3631円	5,261
要介護3	1490	36	26	1578						5,430
要介護4	1630	36	26	1721						5,593
要介護5	1768	36	26	1861						5,753

令和6年8月現在 (単位10.17円)

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、ひたちなか市は地域区分7級地に該当しました。1単位あたり10.17円の計算となります。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×加算率8.3%+2.7%+1.6%)が別途請求の際に発生します。*所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

送迎加算(184単位/片道)、看護体制加算Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ/Ⅳ(4単位/8単位/12単位/16単位/日)、緊急短期入所受入加算(90単位/日)、生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ100単位/月(Ⅱ)200単位/月、若年性認知症受入加算(120単位/日)、認知症緊急対応加算(200単位/日)サービス提供体制加算Ⅱ・Ⅲ(18単位/6単位/日)など

※その他費用

*喫茶等(110円~/1品)、理美容代(事業者指定による実費負担1500円~/利用時)

*ご利用者から指定された医療機関への受診介助(所要時間1時間まで1,100円、1時間を超える30分毎に550円を加算/合計金額へ別途課税。)

*ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等

については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

北勝園 短期入所生活介護 利用料金表 (3割負担)

多床室									
介護度	介護保険サービス費(3割負担分)					自費			1日の自己負担額 合計(目安) 多床室
	基本サービス費(日)	サービス提供体制加算I(日)	夜勤職員配置加算I(日)	サービス合計×1.017 地域区分調整	介護職員等処遇改善加算I(日)	居住費(日)	食費(日)	自費費用合計(日)	
要支援1	1353	54		1431					4,396
要支援2	1683	54		1767					4,779
要介護1	1809	54	39	1934					4,970
要介護2	2016	54	39	2145	介護保険利用単位数のうち14%	915円	1850円	2765円	5,210
要介護3	2235	54	39	2368					5,464
要介護4	2445	54	39	2581					5,708
要介護5	2652	54	39	2792					5,947

従来型個室										
介護度	介護保険サービス費(3割負担分)					自費				1日の自己負担額 合計(目安) 個室
	基本サービス費(日)	サービス提供体制加算I(日)	夜勤職員配置加算I(日)	サービス合計×1.017 地域区分調整	介護職員等処遇改善加算I(日)	特別な室料(日)	居住費(日)	食費(日)	自費費用合計(日)	
要支援1	1353	54		1431						5,262
要支援2	1683	54		1767						5,645
要介護1	1809	54	39	1934						5,836
要介護2	2016	54	39	2145	介護保険利用単位数のうち14%	550円	1231円	1850円	3631円	6,076
要介護3	2235	54	39	2368						6,330
要介護4	2445	54	39	2581						6,574
要介護5	2652	54	39	2792						6,703

令和6年8月現在 (単位10.17円)

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、ひたちなか市は地域区分7級地に該当しました。1単位あたり10.17円の計算となります。

※介護職員等処遇改善加算I(所定単位数×加算率8.3%+2.7%+1.6%)が別途請求の際に発生します。*所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

送迎加算(184単位/片道)、看護体制加算I/II/III/IV(4単位/8単位/12単位/16単位/日)、緊急短期入所受入加算(90単位/日)、生活機能向上連携加算I・II100単位/月(II)200単位/月、若年性認知症受入加算(120単位/日)、認知症緊急対応加算(200単位/日)サービス提供体制加算II・III(18単位/6単位/日)など

※その他費用

*喫茶等(110円~/1品)、理美容代(事業者指定による実費負担1500円~/利用時)

*ご利用者から指定された医療機関への受診介助(所要時間1時間まで1,100円、1時間を超える30分毎に550円を加算/合計金額へ別途課税。)

*ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等

については、実費自己負担となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。